

船舶事故調査報告書

平成24年3月8日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 庄 司 邦 昭
委員 石 川 敏 行
委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年11月27日（土） 07時45分ごろ
発生場所	高知県土佐市宇佐漁港南方沖 土佐市所在の白ノ鼻灯台から真方位340° 400m付近 (概位 北緯33° 26.0′ 東経133° 27.6′)
事故調査の経過	平成23年7月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A モーターボート ^{ゼット} Z、1.5トン 282-19737高知、個人所有 5.78m (Lr) × 2.21m × 1.20m、FRP ガソリン機関（船外機）、36kW、平成17年5月 B モーターボート 第六 ^{きよ} 清丸、5トン未満 282-7626高知、有限会社奥田釣具店 4.69m (Lr) × 1.47m × 0.61m、FRP ガソリン機関（船外機）、7kW、昭和56年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 82歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年1月9日 免許証交付日 平成21年12月10日 (平成27年2月27日まで有効) B 船長B 男性 39歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年7月25日 免許証交付日 平成22年6月7日 (平成27年7月24日まで有効)
死傷者等	A なし B 負傷 1人（同乗者）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船尾外板に擦過傷及び船外機損壊
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、釣り場に向けて宇佐漁港を出港した。 船長Aは、舵輪の後方に立った姿勢で操船し、港口付近を通過した後、約113°（真方位、以下同じ。）の針路及び約12ノットの対地速力で手動操舵により航行したところ、正面に低高度の太陽を見る状況となり、

	<p>前方の海面上には光の帯が生じていた。</p> <p>船長Aは、前方の光の帯から視線を外し、右舷船首方を向いて変針目標となる白ノ鼻沖の浅瀬を探しながら東南東進していたところ、平成22年11月27日07時45分ごろ、白ノ鼻灯台から340° 400m付近において、A船の船首とB船の船尾とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、共に救命胴衣を着用し、白ノ鼻北西方沖において船外機を停止させ、船首を東南東方に向けて漂泊して釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、船尾付近に立ち、右舷方に竿を出して釣りを行っていたところ、衝突の約30～40秒前、船尾方約200mに接近するA船を視認したものの、釣りを続けた。</p> <p>船長Bは、衝突の約5秒前、A船が約30mに接近したことに気付き、手を振って叫んだものの気付いてもらえず、衝突の危険を感じて海に飛び込んだ直後、両船が衝突した。</p> <p>船長Aは、船長Bと同乗者を揚収し、B船をえい航して宇佐漁港に入港した。</p> <p>B船の同乗者は、頸椎捻挫を負った。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の末期</p> <p>日出時刻：06時48分ごろ</p>	
その他の事項	<p>本事故当時の太陽については、方位が約123°、高度が約10°であった。</p> <p>船長Aは、船内にサングラス等を備えていなかった。</p> <p>B船は、事故発生の約5分前から漂泊していた。</p> <p>船長Bは、航行中の他船が漂泊中のB船を避けてくれるものと思っていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>A船は、白ノ鼻の北西方沖において、正面に高度約10°の太陽を見る状況で東南東進中、船長Aが、前方の海面に太陽が反射して輝いていたがサングラスなどの減光措置を講じることなく見張りをを行い、また、右舷船首方の浅瀬を見付けることに意識を向けており、適切な見張りを行っていなかったことから、漂泊中のB船に気付かず航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、白ノ鼻の北西方沖において、釣りを行って漂泊中、船長Bが、B船に接近するA船を視認していたが、航行中の他船が漂泊中のB船を避けてくれるものと思い込んでいたことから、漂泊を続けていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、白ノ鼻の北西方沖において、A船が東南東進中、B船が釣りを行って漂泊中、船長Aが、適切な見張りを行っていなかったため、B船に気付かず航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	

参考	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・海面が太陽光でまぶしい場合、サングラスなどの減光措置を講じること。
----	--